

2 衛生管理等（基準第46条）

基準第46条第1項は、指定身体障害者療護施設の必要最低限の衛生管理等を規定したものであるが、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。

3 準用（基準第47条）

基準第47条の規定により、基準第9条から第19条まで、第21条から第31条まで及び第33条から第41条までの規定は、指定身体障害者療護施設について準用されるものであるため、第3章第3節の1から11まで、13から22まで及び24から31までを参照されたいこと。

第5章 指定特定身体障害者授産施設

第1節 人員に関する基準

1 指定特定身体障害者入所授産施設の従業者の員数（基準第49条）

(1) 指定特定身体障害者入所授産施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、基準第49条第1項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する同条第1項第2号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を6.3で除して得た数以上とすることとしたものである。

(2) 指定特定身体障害者入所授産施設は、指定施設支援を提供している入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、同条第1項及び第7項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならないこととされたが、具体的な取扱いについては別途お示しするところによる。

2 指定特定身体障害者通所授産施設の従業者の員数（基準第50条）

指定特定身体障害者通所授産施設は、入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、基準第50条第1項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならないこととされたが、具体的な取扱いについては、別途お示しするところによる。

3 分場の従業者の員数（基準第51条）

(1) 指定特定身体障害者授産施設は、当該施設と一体的に管理運営を行う通所による指定施設支援を提供する施設であって利用者が20人未満のもの（以下この章において「分場」という。）を設置する場合は、当該分場において指定施設支援を提供する基準第50条第1項第2号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該分場入所者の数を4.8で除して得た数以上とすることとしたものである。

(2) 指定特定身体障害者授産施設は、指定施設支援を提供している入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、第51条第1項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならないこととされたが、具体的な取扱いについては別途お示しする予定である。

第2節 設備に関する基準

1 指定特定身体障害者入所授産施設の設備（基準第52条）

食堂等の面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適當な広さ又は数を確保するよう配慮するものとする。

2 指定特定身体障害者入所授産施設の経過措置（基準附則第4条）

指定特定身体障害者入所授産施設の設備に関する基準については、以下の経過措置が設けられているので留意すること。

(1) 基準省令の施行の際現に存する身体障害者入所授産施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、基準省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について、第52条第1項第1号口及び同項第12号の規定を適用する場合においては、居室の1人当たりの床面積について同項第1号口中「6.6平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」と、廊下幅について同項第12号中「2.2メートル」とあるのは「1.8メートル」とする。

(2) 基準省令の施行の際現に存する身体障害者入所授産施設の建物については、当分の間、第52条第1項第7号の医務室を置かないことができる。

3 指定特定身体障害者通所授産施設の設備（基準第53条）

食堂等の面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適當な広さ又は数を確保するよう配慮するものとする。

4 指定特定身体障害者通所授産施設の経過措置（基準附則第5条）

指定特定身体障害者通所授産施設の設備の基準については、以下の経過措置が設けられているので留意すること。

基準省令の施行の際現に存する身体障害者通所授産施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、基準省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について、第53条第1項第8号の廊下幅の規定を適用する場合においては、「2.2メートル」とあるのは「1.8メートル」とする。

第3節 運営に関する基準

1 運営規程（基準第55条）

基準第55条は、指定特定身体障害者授産施設の適正な運営及び入所者に対する適切な指定施設支援の提供を確保するため、同条第1号から第7号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定特定身体障害者授産施設ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

(1) 入所定員(第3号)

- ア 指定特定身体障害者入所授産施設の入所定員については、当該施設の事業の専用の居室の定員の合計数と同数とすること。
- イ 指定特定身体障害者入所授産施設のうち、通所により指定施設支援を行う施設にあっては、当該通所による入所者の定員
- ウ 指定特定身体障害者授産施設のうち、分場を設置する施設にあっては、当該分場の入所定員

(2) 指定施設支援の内容及び入所者から受領する費用の額(第4号)

「指定施設支援の内容」については、指導、訓練及び授産活動の内容はもとより、行事及び日課等のサービスの内容を指すものであること。また、「入所者から受領する費用の額」については、基準第59条において準用する第15条第1項及び第3項に規定する額等を指すものであること。

(3) 施設の利用に当たっての留意事項(第5号)

入所者が指定施設支援の提供を受ける際の、入所者側が留意すべき事項(入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等)を指すものであること。

(4) 非常災害対策(第6号)

第59条において準用する第31条の非常災害に関する具体的計画を指すものであること

(5) その他施設の運営に関する重要な事項としては、苦情解決の体制等がある。

2 作業指導(基準第56条)

指定特定身体障害者授産施設は、入所者が地域で自立して社会生活を行うことができるよう、入所者の特性に応じて適切に行わなければならないこととしたものである。

3 授産活動(基準第57条)

授産活動を実施するにあたっては、以下の事項について留意すること。

(1) 作業科目には、主として製品及びサービスの需給状況及び業界の動向を常時把握し、できるだけ多数の種目を選び、入所者の意向、能力に応じて職業選択の範囲を広くすること。

(2) 授産種目について、作業の内容及び特質並びに必要とする身体的要件等を正確に把握し、これにより残存能力の活用を容易にするとともに、作業設備、作業工具の

改善に努めること。

4 工賃の支払い（基準第58条）

指定特定身体障害者授産施設は、授産活動に従事している者に、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならないとしたものである。

5 準用（基準第59条）

基準第59条の規定により、基準第9条から第27条まで及び第29条から第41条までの規定は、指定特定身体障害者授産施設について準用されるものであるため、第3章第3節の1から19まで及び21から31までを参照されたい。